

第 10 期 市 町 村 分 別 収 集 計 画

(令 和 5 年 度 ~ 令 和 9 年 度)

令 和 4 年 6 月

茨 城 県 水 戸 市

～ 目 次 ～

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1 計画策定の意義

近年のごみを取り巻く状況は、ごみの分別に係る問題やごみの排出量をいかに減らしていくかといった問題、さらには地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題の深刻化等、ますます変化してきている。これらの課題に対応するためには、計画的に施策を進めることが求められるところである。

清潔で快適な生活環境の創造及び生活環境の保全のためには、一人ひとりが生活様式を見直すことはもとより、ごみの発生抑制、再利用及び再資源化（3R）に取り組み、また、社会を構成する主体が、それぞれの立場で役割を認識して3Rを実践していくことにより、循環型社会を形成していかなければならない。

平成26年10月に策定した「水戸市ごみ処理基本計画（第3次）」では、「快適な未来へ進む資源循環型都市・水戸 ～発生抑制・再使用と再資源化の徹底～」を目指す姿とし、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うことで、ごみの減量と資源の有効活用に努め、環境への負荷を抑制した循環型社会の構築を図ることとしている。

さて、本市のごみ処理については、令和2年4月より稼働した水戸市清掃工場「えこみっと」において、ごみの焼却及びリサイクルセンターでの再資源化に向けた中間処理を行っている。最終処分場については、令和2年12月から水戸市一般廃棄物第三最終処分場の運用を開始している。

以上の背景をもとに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集し、それを資源循環させることにより、中間処理量及び最終処分量の削減を図るため、市民・事業者・行政が一体となって取り組む方針となる、第10期市町村分別収集計画（以下「本計画」という。）を策定する。

2 基本的方向

本計画の基本的方向を以下に示す。

- ごみの発生抑制、再利用と再資源化を促進するための地域社会づくり
- すべての関係者が一体となった足元からの行動の実施
- 地域の実情に即した、清潔で快適な市民生活のための3R（リデュース・リユース・リサイクル）の実践及び廃棄物の適正処理の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

計 画 期 間	令和5年度 ～ 令和9年度
---------	---------------

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、ダンボール、ペットボトル及びプラスチック製容器包装（白色トレイを含む。）を対象として、分別収集を行う。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	18,075 t	17,736 t	17,301 t	16,915 t	16,529 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の発生抑制及び再使用（以下「排出抑制」という。）の促進を図るため、以下の方策を実施する。

市民・事業者・行政が連携し、ごみそのもの及び容器包装廃棄物の減量に向け、意識改革、情報提供等に取り組んでいくものとする。

- 環境教育の推進（ごみを少なくする習慣づくり）
- ごみ減量に係る情報提供（ごみを少なくする知識の普及）
- 使い捨て商品及び容器等の使用回避（ごみを少なくする実践行動）

ごみの排出抑制を進めるためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要である。

消費者である市民は、一人ひとりが自ら使い捨て商品を多用する生活習慣を見直し、環境への負荷の低減や省資源化に配慮する方向に転換していくものとする。

事業者は、環境に配慮した事業活動や商品づくりを進め、それらを行政が様々な角度から支援していくものとする。

なお、上記の方策に係る主な取組みは、以下に掲げるものとする。

(1) イベントへの出展

環境フェア等のイベントに出展し、ごみ減量に係る取組みの提示や実体験する機会の提供などにより、排出抑制に向けた意識の高揚を図る。

(2) 各種施設見学会の開催

ごみ処理の現状についての認識を深めてもらうため、ごみ処理施設の見学会を行う。また、リサイクルの必要性を認識してもらうため、資源物の再生工場見学会を実施する。

(3) 過剰包装の抑制

市内の小売店等に対して、簡易包装の実施について協力を依頼するとともに、消費者である市民についても、簡易包装への取組みを周知し、その必要性について啓発を行う。

(4) レジ袋削減運動の実施

市民、事業者及び行政が協働してレジ袋削減に取り組む。
マイバックの利用を呼びかける。

(5) エコ・ショップ制度の推進

商品の容器包装の簡易化、レジ袋・食品トレイ等の使用削減等、商品販売の段階でのごみの発生抑制に積極的に取り組む小売店舗等をエコ・ショップとして認定し、その利用を広く市民にPRすることにより、市民・事業所におけるごみの発生抑制・再使用・リサイクル活動の一層の推進を図る。

(6) 再生品の販売促進及び積極的な使用

エコ・ショップ制度を活用し、市内小売店等に対して、再生品の販売促進を依頼するとともに、市民に対して再生品の情報提供の場として展示等を行い、使用促進を図る。

(7) 地域における資源物回収の取組み

容器包装廃棄物を含む資源物について、市民団体による集団資源物回収を実施することにより、リサイクル意識の醸成を図るとともに、実施団体への支援を継続する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量，廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し，分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また，市民の協力度，水戸市が有する収集機材，選別施設等を勘案し，収集に係る分別の区分は，下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	びん・缶類(一般集積所収集) スチール缶(集団資源物回収)
主としてアルミ製の容器	びん・缶類(一般集積所収集) アルミ缶(集団資源物回収)
主としてガラス製の容器 無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器	びん・缶類(一般集積所収集) 1.8瓶，ビール瓶，空き瓶類(集団資源物回収)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック(一般集積所収集，集団資源物回収)
主としてダンボール製の容器	ダンボール(一般集積所収集，集団資源物回収)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料，しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル(一般集積所収集，集団資源物回収)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ(一般集積所収集，集団資源物回収)
	プラスチック製容器包装(一般集積所収集，集団資源物回収)

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)**

(単位：t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール製容器	333		333		333		332		332	
アルミ製容器	359		359		358		358		358	
無色のガラス製容器	(合計) 389		(合計) 389		(合計) 388		(合計) 388		(合計) 388	
	(引渡) 0	(独自処理) 389	(引渡) 0	(独自処理) 389	(引渡) 0	(独自処理) 388	(引渡) 0	(独自処理) 388	(引渡) 0	(独自処理) 388
茶色のガラス製容器	(合計) 480		(合計) 480		(合計) 480		(合計) 479		(合計) 479	
	(引渡) 0	(独自処理) 480	(引渡) 0	(独自処理) 480	(引渡) 0	(独自処理) 480	(引渡) 0	(独自処理) 479	(引渡) 0	(独自処理) 479
その他のガラス製容器	(合計) 163		(合計) 163		(合計) 163		(合計) 162		(合計) 162	
	(引渡) 0	(独自処理) 163	(引渡) 0	(独自処理) 163	(引渡) 0	(独自処理) 163	(引渡) 0	(独自処理) 162	(引渡) 0	(独自処理) 162
飲料用紙製容器	30		30		30		30		30	
ダンボール	1,776		1,775		1,773		1,771		1,770	
その他の紙製容器包装	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								
ペットボトル	(合計) 408		(合計) 407		(合計) 407		(合計) 407		(合計) 406	
	(引渡) 408	(独自処理) 0	(引渡) 407	(独自処理) 0	(引渡) 407	(独自処理) 0	(引渡) 407	(独自処理) 0	(引渡) 406	(独自処理) 0
その他のプラスチック製容器包装	(合計) 1,429		(合計) 1,428		(合計) 1,426		(合計) 1,425		(合計) 1,424	
	(引渡) 1,429	(独自処理) 0	(引渡) 1,428	(独自処理) 0	(引渡) 1,426	(独自処理) 0	(引渡) 1,425	(独自処理) 0	(引渡) 1,424	(独自処理) 0
うち白色トレイ	(合計) 4									
	(引渡) 4	(独自処理) 0								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

スチール製容器，アルミ製容器，ガラス製容器（無色，茶色，その他），飲料用紙製容器，ダンボール，ペットボトル及びプラスチック製容器包装（白色トレイを含む。）の量の見込み = 令和2年度の分別基準適合物の等の収集実績×人口変動率

令和5年度の人口変動率は、計画人口を基にした前年比増減率より算出した。

令和6年度以降の人口変動率は、前年度人口推計値に令和2年度と令和3年度の人口実績を基にした前年比増減率より算出した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
270,000人 (前年度対比)	269,757人 (前年度対比)	269,514人 (前年度対比)	269,271人 (前年度対比)	269,029人 (前年度対比)
99.56%	99.91%	99.91%	99.91%	99.91%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の集積所収集と自治会や市民団体による集団資源物回収を活用して行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

令和2年4月に清掃工場が竣工し、新たにペットボトル、プラスチック製容器包装及び白色トレイの品目を追加し集積所収集及び集団資源物回収を行っている。

現在の分別収集している容器包装の種類及び中間処理の状況は次のとおりである。

分別収集する容器包装の種類	中間処理
主としてスチール製の容器	選別、圧縮成型、保管
主としてアルミ製の容器	選別、圧縮成型、保管
主としてガラス製の容器 無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器	選別、破碎、保管
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	保管
主としてダンボール製の容器	保管
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	選別、圧縮梱包、保管
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	選別、圧縮梱包、保管
うち白色トレイ	選別、保管

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・自治会や市民団体等による集団資源物回収を促進するため、報償金の支給、優良団体の表彰等を行う。
- ・プラスチック製容器包装及び白色トレイを集団資源物回収の対象品目としたことで、容器包装廃棄物の分別の徹底を図る。